

個人型確定拠出年金に加入されている皆様、毎月お支払いいただいている掛金は、全額「小規模企業共済等掛金控除」として、年末調整や確定申告にて所得から控除されます。

個人型確定拠出年金の税制メリット

毎年2月~3月に行われる確定申告より一足早く、企業にお勤めの皆様には、年末調整の時期がやってきました。「給与所得者の保険料控除申告書」(以下、申告書)等は、お勤め先にご提出されましたでしょうか。

個人型確定拠出年金にご加入されている方のうち、原則として企業にお勤めの方はこの年末調整で、また自営業等の方には確定申告で、「小規模企業共済等掛金控除」としてその年分の掛金相当額が、課税所得から控除されます。

1. 小規模企業共済とは？

さて、この個人型確定拠出年金の掛金の控除として適用されている「小規模企業共済等掛金控除」ですが、そもそもこの「小規模企業共済」とはいったいどのような制度なのでしょう。

小規模企業共済とは、個人の事業主や中小企業等の役員など、会社をリタイアしても退職金の出ない、いわゆる経営者向けの退職金共済制度で独立行政法人 中小企業基盤整備機構が実施しています。

この小規模企業共済法において定められた小規模企業共済の掛金控除を、個人型確定拠出年金にも適用している訳です。

2. 具体的な控除額など

では、実際に控除を受けると、どの程度の税制メリットがあるのでしょうか。

例えば、所得税率20%の人が年間216,000円(毎月18,000円拠出)の掛金を拠出した場合、 $216,000 \times 20\% = 43,200$ 円の所得税が、また、 $216,000 \times 10\% = 21,600$ 円の住民税が軽減されます。

同金額の他の金融商品には、この合計64,800円の税軽減措置はありません。

3. 企業年金の税制

一方、わが国のほとんどの企業年金では、事業主の拠出は「全額損金(必要経費)算入」とされているものの、加入者の拠出は、各制度により社会保険料控除、生命保険料控除、小規模企業共済等掛金控除と制度毎に税制措置が異なります。

企業年金において対象となっている税制は、

社会保険料控除：

厚生年金基金、国民年金基金

生命保険料控除：

確定給付企業年金、適格退職年金

小規模企業共済等掛金控除：

個人型確定拠出年金

です。

この中で、掛金が全額所得控除となるのは社会保険料控除と小規模企業共済等掛金控除です。

4. 個人型確定拠出年金のメリット

このように、個人型確定拠出年金では全額所得控除となる小規模企業共済等掛金控除が適用されており、そこが、一般的な金融商品との大きな違いとなっています。

こうした税制面での優遇が個人型確定拠出年金の一つの大きなメリットと言ってもいいでしょう。

以上